

国際観光ホテル整備法

1. 案内情報

- 手続名 : 指定登録機関の指定申請、情報提供事業実施機関の指定申請、指定法人の指定申請
- 手続根拠 : 国際観光ホテル整備法第19条、第35条、第41条
- 手続対象者 : の申請をする法人
- 提出時期 : の申請をする時
- 提出方法 : 提出先となる国土交通省観光部観光地域振興課にお問い合わせください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 提出先となる国土交通省観光部観光地域振興課にお問い合わせください。
- 申請書様式 : の各様式
- 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省観光部観光地域振興課にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省観光部観光地域振興課 03 - 5253 - 8111
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : と同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : ——
- 標準処理期間 : ——
- 不服申立方法 : ——